

同等品確認申請について

1. 申請期限

令和8年2月2日（月）午後5時まで

※郵送での申請も可能とします。その場合は、同日必着とします。

2. 提出方法

(1) 持参：大和高田市 危機管理室 危機管理課（市役所3階）

(2) 郵送：一般書留又は簡易書留にて郵送して下さい。（普通郵便は不可）

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市 危機管理室 危機管理課

3. 提出物

(1) 同等品確認申請書（別紙様式）

(2) 納品予定物品明細書（任意様式）

※申請品が、仕様書に記載した物品の仕様等と同等以上と比較できるもの

(3) カタログ等

※商品のメーカー、品番等が確認できるもの

4. 審査結果

令和8年2月4日（水）午後5時までに、危機管理課より可否を電話連絡いたします。

※その際、危機管理課が発行する「同等品確認済証」について、同課で受取か郵送希望の確認をします。

5. 特記事項

(1) 同等品確認申請は、物品それぞれにつき、1業者1品の申請とします。

(2) 審査の結果、不適合となった物品については、申請期限まで再度申請が可能です。

(3) 同等品として適合した物品で入札する場合、危機管理課から受領した「同等品確認済証」を入札書と同封してください。

(4) 申請期限までに提出のない場合又は同等品確認済証が入札書と同封されていない場合は、同等品で入札することができません。